

介護保険負担割合証 更新のお知らせ

要介護認定を受けている人、または総合事業を利用して人について、現在お持ちの負担割合証の有効期限が7月31日(日)になっています。

8月1日(月)以降の負担割合証は、7月中旬に対象者に送付します。サービスを利用する時は必ず負担割合証をサービス事業所にご提示ください。

なお、古い負担割合証は、8月以降に介護福祉課まで返却いただくか、ハサミを入れるなどして適切に処分してください。

問合せ = 介護福祉課 介護給付係(内線514・515)

小規模な飲食店等にも 消火器具の設置が必要です!

消防法令が改正され、原則として飲食店等は、延べ面積に関わらず、消火器具の設置が必要になっています。

ただし、防火上有効な措置として調理油加熱防止装置や自動消火装置等が講じられた火を使用する設備または器具のみを用いる飲食店等については消火器具の設置は必要ありません。

また、消火器具の設置が必要な飲食店等は、消火器具の点検を6ヵ月ごとに実施し、1年に1回消防署長に報告する必要があります。

問合せ = 奈良県広域消防組合 大和郡山消防署 予防課(☎59-1289)

資源集団回収活動の新規団体の 登録を受け付けます

資源集団回収活動に対する報償金の交付対象となる地域住民団体(自治会等)を新規に募集します。

対象団体 = ①市内で、一定の地域住民(概ね20世帯以上)で構成された団体であること

②営利を目的としない団体であること

③年間活動計画(原則として、月1回以上)を有し、継続した回収活動を行う団体であること

対象資源 = ダンボール、古新聞、古雑誌、古布、牛乳パック

報償金 = 回収業者に引き渡した資源1kgにつき2円

※新しく登録された団体の報償金は、9月1日以後の活動分から適用します。

※すでに登録済みの団体の手続きは不要です。

期間 = 7月19日(火)~8月19日(金)

申請・問合せ = 清掃センター(☎53-3463)

住宅エコリフォーム助成商品券 交付事業

市内の事業者による対象エコリフォーム工事を含んだ工事費が40万円以上のリフォーム工事に、市商工会が発行する「市内共通商品券5万円分」を予算の範囲内で先着順に交付します。

商品券交付額 = 5万円分 **商品券交付件数** = 30件(先着順)

対象者 = 次のすべてを満たす人

①申請時において、1年以上大和郡山市に住民登録を有している者、または、特別永住者

②市税を滞納していない者

③大和郡山市内にある対象住宅の所有者または、その親族

④平成29年度以降に同事業において助成商品券の交付を受けていない者

対象住宅 = ①市内に位置する建築後1年以上経過している住宅および共同住宅

②店舗、事務所等居住の用に供する以外の部分がある場合は、延べ床面積の2分の1以上が居住の用に供するものであること

対象工事 = 4月1日以降に市内の事業者が見積、契約、施行する工事で、窓・ドアの断熱改修工事、外壁、屋根、天井、床に断熱材を使用する断熱改修工事または、節水型トイレ設置工事を含んでいること

さらに、外構工事の費用を除く総費用が40万円以上であり、当該工事において大和郡山市の他事業による補助を受けておらず、令和5年3月24日までに完了し、実績報告を行える工事(ただし、対象が抗ウイルス建材を使用したものの場合、30万円以上の工事)

※工事着工前に申請が必要です。

※外壁塗装のみの工事は対象外です。

受付期間 = 令和5年3月24日までの9時~17時(ただし、土・日曜、祝祭日および年末年始(12月29日~令和5年1月3日)は除く)

申請 = 申請書と必要書類を市役所2階 地域振興課へ
申請書は市ホームページからダウンロードできます

詳細・問合せ = 市ホームページまたは地域振興課(内線564・565)

原爆死没者のごめい福を

広島・長崎に原爆が投下された8月6日と9日の両日、原爆死没者のご冥福と世界恒久平和の確立を祈念するため県下各市の寺院で梵鐘を鳴らして、広く非核平和を訴えます。

8月6日(広島原爆投下日) 8時15分から 6回

8月9日(長崎原爆投下日) 11時2分から 9回

家庭、職場、地域で敬けんな黙とうを捧げられますようお願いします。(障害福祉課)